

◎新潟県告示第526号

新潟県指定金融機関等事務取扱規程（昭和57年3月新潟県告示第1006号）の一部を次の表のように改正する。

令和7年4月30日

新潟県知事 花 角 英 世

（下線部分は改正部分）

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第16条関係）				別表第1（第16条関係）			
指定金融機関等の区分	（略）	送 付 期 限	（略）	指定金融機関等の区分	（略）	送 付 期 限	（略）
指定代理金融機関のうち別に掲げる店舗及び収納代理金融機関	（略）	収納した日の翌営業日の正午（会計管理者が認めた場合に <u>あつては、別に定める日の正午</u>	（略）	指定代理金融機関のうち別に掲げる店舗及び収納代理金融機関	（略）	収納した日の翌営業日の正午（会計管理者が認めた場合に <u>あつては、<u>収納した日から起算して3営業日を経過した次の営業日の正午</u></u>	（略）
（略）				（略）			
（略）				（略）			